

様式第3号（第3条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修の施工に係る誓約書

鳥栖地区広域市町村圏組合管理者 様

年 月 日

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事の施工に関し、事業者の登録の申請を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本事項）

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。）に規定する介護給付費の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修に係る施工事業者の登録に関する規則を遵守すること。
- 2 住宅改修の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該利用者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うにあたっては、鳥栖地区広域市町村圏組合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等（以下「関係機関等」という。）との連携に努めること。

（見積書等の発行）

- 4 住宅改修を行うにあたっては、その住宅改修に要する費用を見積もり、「見積書」を作成し、利用者又は当該利用者の家族に対し説明を行い、了承を得ること。

（自己負担の受領）

- 5 住宅改修については、自己負担額の支払いを利用者から受けるものとし、これを減免又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、利用者に対し自己負担額分の領収書を発行すること。

（苦情処理等）

- 6 利用者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、利用者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事者において処理し得ない内容についても、関係機関等との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。

（賠償責任）

- 7 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償すること。

（秘密の保持）

- 8 事業者の職員は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とすること。